(円)

				基	. 7	<u></u>	使		用	料	Ø	額	į	(П)
区	分		午	前	午	後	夜	間	昼	間	午後・夜間		全	日
<u> </u>			午前9時から		午後1時から		午後6時から		午前9時から		午後1時から	1	午前9時から	
				正午まで		午後5時まで		午後10時まで		時まで	午後10時まで	き 午	午後10時まで	
ホール	平	日	13, 750		24,	750	3	1, 900	;	34, 650	50, 60	0	59	9, 950
	土・日・休日		17	7, 600	30,	800	3	9, 600	,	43, 450	63, 25	0	74	4, 800
ホワイエ	平	平 日		1, 480	2,	580		3, 350		3, 630	5, 33	0	(6, 380
	土・日・休日		1	1, 870	3,	240		4, 180		4, 560	6, 65	0	-	7, 970
ギャラリー	平	П	1	1, 540	2,	690		3, 460		3, 790	5, 50	0	(6, 540
		日・休日	1	1, 920	3,	350		4, 340		4, 730	6, 93	0	{	8, 190
練	習	室		820	1,	430		1, 870		1, 980	2, 97	0	(3, 570
楽	屋	1		270		550		710		710	1, 10	0	-	1, 320
楽	屋 2			330		550		710		770	1, 10	0	-	1, 430
楽	屋	3		110		160		220		220	33	0		440
楽	屋 4			110		160		220		220	33	0		440
講師	控	室		50		160		220		160	33	0		380
ステージ	平	日	3	3, 850	6,	600		8, 800		9, 350	13, 75	0	16	6, 500
	± •	日・休日	4	4, 950	8,	250	1	1, 000		11, 550	17, 05	0	20	0, 900
視 聴	覚	室		820	1,	430		1, 870		1, 980	2, 97	0	(3, 570

備 考

- 1. 使用者が入場料、会費、会場整理費等(以下「入場料等」という。)を徴収する場合又は営利、営業、宣伝 等の目的で使用する場合には、当該使用区分に係る基本使用料の額に次に掲げる割合を乗じて得た額を加算 する。ただし、楽屋 1 ~ 4、講師控室及び視聴覚室については基本使用料の額とする。
 - (1) 入場料等の1人当たりの徴収額の最高額(以下「入場料等の最高額」という。)が3,000円未満のとき。 50%
 - (2) 入場料等の最高額が3,000円以上のとき。

100%

(3) 入場料等を徴収しないが営利目的とするとき。

100%

- 2. 使用時間を超過して使用する場合は、超過する時間1時間につき、当該使用区分(昼間の場合は「午後」、 午後・夜間又は全日の場合は「夜間」)に係る基本使用料に30%を乗じて得た額を加算する。この場合、 1時間未満は1時間とみなす。
- 3. 使用料の算定において10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 4. 「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。
- 5. 上記の使用料は、令和元年10月1日から適用します。